

「就職氷河期世代マッチング支援事業における事業所魅力発信及び疑似職場見学・体験動画作成業務」委託業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務名称

「就職氷河期世代マッチング支援事業における事業所魅力発信及び疑似職場見学・体験動画作成業務」（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

いわゆる「就職氷河期世代」（以下「氷河期世代」という。）と呼ばれる世代は、バブル崩壊後の就職難の時代に就職活動をしなげなければならない、希望する職業に就くことができなかつた、或いは正規雇用を望みながらも実現できなかつた者が多数存在する世代であり、また、事業所においても、氷河期世代の採用を見送ったことにより、事業継続や世代交代に影響がでている状況が見られ、氷河期世代の就職支援は大きな課題となっている。

こうした状況下において、八尾市（以下「本市」という。）では、令和2年に大阪府が実施した当該世代の無業者・非正規労働者を対象とするアンケート結果を参考に、氷河期世代を対象とする就職面接会（以下「就職面接会」という。）を軸とした「就職氷河期世代マッチング支援事業」を令和4年度において実施することとした。

本業務では、就職氷河期世代のマッチング支援において重要な支援策となる「職場見学」「職場体験」を疑似的に行うことができ、かつ事業所の魅力を伝える動画を作成し、就職面接会に係る求人公開と同時にインターネットを經由し氷河期世代に対し広く発信することで、氷河期世代の就職意欲を喚起し、求人事業所と求職者とのミスマッチの解消を図り、以て氷河期世代の就職を促進することを目的とする。

3 提案に係る業務内容等

(1) 業務内容

別添「就職氷河期世代マッチング支援事業における事業所魅力発信及び疑似職場見学・体験動画作成業務」委託仕様書のとおり。

(2) 業務委託期間

契約締結日から令和4年12月28日までとする。

(3) 委託料上限額

金6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

4 提案参加資格

下記の（１）から（８）までのすべての項目を満たしている者。

- （１） 法人格を有する者であること。
- （２） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （３） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく申立てがなされていない者であること。
- （４） 公告日から審査日までの間に、本市からの入札参加停止措置を受けていない者であること。
- （５） 八尾市財務規則（昭和 39 年八尾市規則第 33 号）第 98 条の規定に該当する次の者であること。
 - ア 引き続いて 2 年以上その営業を行っていること。
 - イ 法人税又は所得税を滞納していないこと。
 - ウ 市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- （６） 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （７） 大阪府下市町村に居住する従業員がいる場合、個人住民税の特別徴収を実施していること。
- （８） 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

5 スケジュール

No.	内 容	期限等
1	実施要領、仕様書等公表	令和 4 年 5 月 2 日～6 月 3 日
2	実施要領、仕様書等に関する質問受付	令和 4 年 5 月 2 日～5 月 20 日
3	実施要領、仕様書等に関する質問への回答	令和 4 年 5 月 25 日まで
4	プロポーザル参加申請書等の提出	令和 4 年 5 月 2 日～5 月 27 日
5	参加資格審査の結果通知	令和 4 年 5 月 30 日まで
6	企画提案書等の提出	令和 4 年 5 月 2 日～6 月 3 日
7	プレゼンテーション実施要請通知 (書類審査の結果通知)	令和 4 年 6 月 10 日
8	受託候補者選定員会開催 (プレゼンテーション審査)	令和 4 年 6 月 20 日
9	公募型プロポーザル受託者選定結果を通知	令和 4 年 6 月下旬

6 プロポーザル参加にあたっての注意事項

(1) 失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失効または無効となります。

- ア 応募資格を満たしていないと認められた場合。
- イ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
- ウ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- オ その他あらかじめ指示した事項に違反した場合。

(2) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできません。

(3) 返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。なお、提出書類は本件に係る受託候補者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 費用負担

企画提案書の作成、提出等、本プロポーザル参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とします。

(5) その他

提案者はプロポーザル参加申請書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなします。

7 プロポーザル参加申請書等の提出

本業務に応募される事業者は、下記のとおり、受付期間中に、提出必要書類を提出先まで持参又は郵送で提出してください。なお、郵送の場合は、到着確認ができる形式で提出してください。

参加資格審査は、提出必要書類を受領した後、令和4年5月30日（月）までに結果を通知します。

(1) 受付期間

令和4年5月2日（月）午前9時から令和4年5月27日（金）午後5時まで（必着）とします。

(2) 提出時間

午前9時から午後5時までとします。ただし、受付は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び正午から午後1時を除きます。

(3) 提出必要書類

- ① 参加申請書（様式1）
 - ② 事業者概要（様式2）
 - ③ 法人税・消費税及び地方消費税、所得税、市町村民税及び固定資産税についての直近の納税証明書
 - ④ 市民税、府民税特別徴収税額の決定通知書又は直近の特別徴収に係る領収書等
 - ⑤ 法人登記簿謄本（発行後3ヵ月以内のもの）
 - ⑥ 印鑑証明書（発行後3ヵ月以内のもの）
 - ⑦ 誓約書（様式10）
- ※ ただし、令和4年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格審査登録をされている場合は、上記③～⑥の提出書類を省略できます。

(4) 提出先

〒581-0006

大阪府八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所会館内
八尾市魅力創造部労働支援課

8 参加申請書提出後の辞退について

参加申請書提出後、辞退する場合は、「参加辞退届」（様式9）を記入し、上記同様、持参か郵送で提出してください。

なお、参加辞退届提出後は、いかなる理由があっても、本プロポーザルへの再参加は認めません。

9 企画提案書等の配布及び提出について

企画提案書は、下記のとおり、提出期限までに、提出必要書類を提出先まで持参又は郵送で提出してください。

なお、提出必要書類である様式3～7については、原本1部、写し6部の計7部を提出することとし、写し分には事業者を特定できないように、事業所名等を記載しないでください。

また、郵送の場合は、到着確認ができる形式で提出してください。

(1) 受付期間

令和4年5月2日（月）午前9時から令和4年6月3日（金）午後5時まで（必着）とします。

(2) 提出時間

午前9時から午後5時までとします。ただし、受付は日曜日、土曜日

及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び正午から午後 1 時を除きます。

- (3) 提出必要書類
 - ① 企画提案書（様式 3）
 - ② 類似業務実績（様式 4）
 - ③ 業務執行体制・スケジュール（様式 5-1、5-2）
 - ④ 提案内容（様式 6-1、6-2）
 - ⑤ 経費見積価格（様式 7）

(4) 提出先

〒581-0006

大阪府八尾市清水町一丁目 1 番 6 号 八尾商工会議所会館内

八尾市魅力創造部労働支援課

1 0 提案様式の記載上の留意事項

- (1) 3 (3)「委託料上限額」に示す金額の範囲内で実施できるものとします。
- (2) 提案書類は、A4 縦左綴じの印刷物で、片面換算で 30 頁以内（表紙、目次用語集、別紙、参考資料等含む）とする。ただし、必要に応じて、A4 横、A3 縦・横でも差し支えないが、A3 版がある場合は、該当頁を 2 頁分として取り扱います。
- (3) 提出書類の記載にあたっては、簡潔明瞭に記載するとともに、必要に応じて図表を活用するなど、専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすい表現、内容とすること。
また、様式 3～7 については、任意様式を可としますが、記入項目の変更は不可とします。
- (4) 提出必要書類提出後の修正、差し替え及び再提出は認めません。
- (5) 提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (6) 本業務に係る事前説明会は開催しません。

1 1 提案に関する質問等

(1) 受付期間

令和 4 年 5 月 2 日（月）午前 9 時から令和 4 年 5 月 20 日（金）午後 5 時までとします。

(2) 質問方法

質問は質問書（様式 8）を使用し、以下のメールアドレスに電子メー

ルを送信してください。

※ 件名は、「就職氷河期世代マッチング支援事業における事業所魅力発信及び疑似職場見学・体験動画作成業務」とし、本文の頭書には「事業所名、担当者名、電話番号」を明記してください。

※ 電子メール送信後、到着確認の電話連絡を必ず行ってください。

※ E-mail:roudousien@city.yao.osaka.jp

(3) 回答

本市ホームページ上に掲載します。

1.2 選定方法

プレゼンテーション参加者から、受託候補者を選定します。

なお、企画提案書等の提出者が4者以上ある場合は、様式4～6による「提案点」の事前書類審査を実施した上で、評価点数の高い上位3者をプレゼンテーション審査の対象とし、当該3者に対してプレゼンテーション実施要請通知（書類審査の結果通知）を行います。

(1) 日程

令和4年6月20日（月）に実施します。

なお、プレゼンテーションの開始日時は、参加申請者毎に異なりますので、詳細は、別途参加申請者毎に電子メールで通知します。

(2) プレゼンテーション場所

〒581-0006

大阪府八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所会館内

八尾市中小企業サポートセンター 3階 セミナールーム

(3) 提案説明内容等

ア 提案様式に基づく提案内容の説明を行うものとします。なお、プレゼンテーション実施にあたり、スクリーン及びプロジェクター「EB-W05 EPSON」については準備しますが、その他必要な機材（パソコン等）については、持参してください。

イ 提案説明は、1者あたり30分以内とし、内訳として説明20分以内、質疑応答10分程度とします。なお、説明にあたり、様式4に記載する類似業務実績が確認できるよう、これまでに作成した動画の一部を視聴できるようにしてください。

ウ 参加者は2名までとします。

1.3 審査項目及び評価内容

別紙「就職氷河期世代マッチング支援事業における事業所魅力発信及び疑似

職場見学・体験動画作成業務」受託候補者選定基準のとおりとします。

1.4 審査結果

審査結果は、令和4年6月下旬にプレゼンテーション参加者全員に郵送で通知するとともに、本市ホームページにおいて公表します。

なお、審査内容及び審査結果についての異議は認めません。

1.5 契約の締結

受託候補者と本市が協議し、委託業務に係る仕様を確認したうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、受託候補者と本市との協議により最終的に決定します。

1.6 契約保証金

契約保証金は契約金額の5/100以上とします(ただし、利子は付しません)。

なお、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除することができます。

- (1) 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
- (2) 過去2年間に国または、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。

1.7 問い合わせ先

〒581-0006

大阪府八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所会館内

八尾市魅力創造部労働支援課

担当者：岡崎、古屋

TEL：072-924-3860

E-mail:roudousien@city.yao.osaka.jp